第1章 総則

(略)

1.2 用語の定義

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 水位周知河川

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

①国土交通大臣は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。

②知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。(法第13条)

(11) 水位到達情報

①水位到達情報とは、国土交通大臣が指定した水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫 危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位 への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

②水位到達情報とは、知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、氾濫危険水位(危険水位)への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(12)(13)(略)

(14) 避難判断水位

①国土交通大臣が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発 令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

②知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

①国土交通大臣が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

②知事が選定した洪水予報河川および水位周知河川において、避難完了の目安となる水位である。

(16)(17)(略)

(18) 洪水浸水想定区域

第1章 総則

(略)

1.2 用語の定義

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 水位周知河川

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣<u>または知事</u>は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。(法第13条) (2削除)

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣<u>または知事</u>が指定した水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(2削除)

(12)(13)(略)

(14)避難判断水位

国土交通大臣<u>または知事</u>が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(2削除)

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

国土交通大臣<u>または知事</u>が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の 発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項<u>および</u>第2項に規定さ れる特別警戒水位に相当する。

(②削除)

(16)(17)(略)

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報<u>及び</u>水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、<u>又は</u>浸水を防止することにより、水災による被害軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通省大臣<u>又は</u>都道府県知事が指定した区域をいう(第14条)

(19)浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類する ものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると 認められる区域として水防管理者(市長)が指定した区域をいう。(第15条の6)

1.3 水防の責任等

(略)

(1) 水防管理団体の責任

(略)

⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者<u>又は</u>管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)

- (2)(略)
- (3) 国土交通省の責任
 - ①水防管理団体(市)が行う水防への協力(河川法第22条の2)
 - ②洪水予報の発表および通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
 - ③量水標管理者からの水位の通報および公表(法第12条)
 - ④水位周知河川の水位到達情報の通知および周知(法第13条第1項)
 - ⑤洪水予報または水位情報の通知の関係市町長への通知(法第13条の4)
 - ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表および通知(法第14条)
 - ⑦大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)
 - ⑧水防警報の発表および通知(法第16条第1項および第2項)
 - ⑨重要河川における県知事に対する指示(法第31条)
 - ⑩特定緊急水防活動(法第32条)
 - ⑪水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言(法第40条)
 - ⑫県等に対する水防に関する勧告または助言(法第48条)
- (4) 河川管理者の責任

(追加)

①水防管理者(市長)に対する浸水被害軽減地区の指定<u>及び</u>市長に対する水害リスク情報の把握に 関する情報提供<u>及び</u>助言(法第15条の12) 洪水予報<u>および</u>水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、<u>または</u>浸水を防止することにより、水災による被害軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通省大臣<u>または</u>都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

(19)浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類する ものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると 認められる区域として水防管理者(市長)が指定した区域をいう。(法第15条の6)

1.3 水防の責任等

(略)

(1) 水防管理団体の責任

(略)

- ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者<u>または</u>管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表<u>。要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓</u> 練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)
- (2)(略)
- (3) 国土交通省の責任

(削除)

- ①洪水予報の発表および通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- ②量水標管理者からの水位の通報および公表(法第12条)
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知および周知(法第13条第1項)
- 4 洪水予報または水位情報の通知の関係市町長への通知(法第13条の4)
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表および通知(法第14条)
- 6大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)
- (7) 水防警報の発表および通知(法第16条第1項および第2項)
- 8重要河川における県知事に対する指示(法第31条)
- 9特定緊急水防活動(法第32条)
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言(法第40条)
- 11 県等に対する水防に関する勧告または助言(法第48条)
- (4) 河川管理者の責任
 - ①水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
 - ②水防管理者(市長)に対する浸水被害軽減地区の指定<mark>および</mark>市長に対する水害リスク情報の把握に 関する情報提供<mark>および</mark>助言(法第15条の12)

第2章~第3章(略)

第4章 予報<u>及び</u>警報

4.1 気象庁が行う予報および警報

(1) 気象台が発表または伝達する注意報および警報

(略)

水防活動の利		一般の利用に適	
用に適合する		合する注意報、	概 要
注意報、警報		警報、特別警報	
	気象	大雨注意報	大雨によ <u>る</u> 災害が発生するおそれがあると予想 <u>した</u> とき
注	洪水	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、災害が発生 するおそれがあると予想 <u>した</u> とき
注意報	高潮	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生す るおそれがあると予想したとき
	津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
	気象 大雨警報		大雨によ <u>る</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想 <u>した</u> と き
	洪水	洪水警報※	河川の上流域での降雨や融雪等よ <u>り</u> 河川 <u>が</u> 増水 <u>し</u> 、重大な災害 が発生するおそれがあると予想したとき
警報	高潮	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が 発生するおそれがあると予想 <u>した</u> とき
	津波	津波警報または 大津波警報 (大津波警報を 特別警報に位置 付け)	津波により重大な災害が発生するおそれがある(または著しく 大きい) と予想したとき
特 別	気象	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいとき
特別警報	高潮	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大 な災害が発生するおそれが著しく大きいとき

第2章~第3章(略)

第4章 予報<u>および</u>警報

4.1 気象庁が行う予報および警報

(1) 気象台が発表または伝達する注意報および警報

(略)

"百)			
水防活	動の利	一般の利用に適	
用に適合する		合する注意報、	概 要
注意報、	警報	警報、特別警報	
			大雨によ <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想 <u>された</u> とき <u>に</u>
	层缶	十 五次辛却	<u>発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、</u>
	気象	大雨注意報	避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル
			<u>2である。</u>
			河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が
	ML L	₩. 1. ₩. 1/2. +Π	発生するおそれがあると予想 <mark>された</mark> とき <u>に発表される。ハザ</u>
	洪水	洪水注意報	ードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの
注			避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
注意報			台風や低気圧等による <mark>海面の異常な上昇が予想されたときに</mark>
	高潮	高潮注意報	注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可
			能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害
			リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要
			とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性
			が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所か
			らの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
			大雨によ <u>り</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想 <mark>された</mark>
			とき <u>に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大</u>
	-	I #6 LP	雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、
	気象	大雨警報	特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、
##			高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル
警			
報			河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、
	洪水	洪水警報※	 される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な
			災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの
			避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
			ENERGY STEELS BOYCE TO STEEL BOYCE

小供印外时间	利口	1 20] 111.7	X		
現行					改定案
			高潮	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
			津波	津波警報または 大津波警報 (大津波警報を 特別警報に位置 付け)	津波により重大な災害が発生するおそれがある(または著しく大きい)と予想したとき
		特別警報	気象	大雨特別警報	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大
					百風で低気圧寺による海面の上弁か特に英吊であるため里大

(大雨・洪水注意報発表基準)

市町を まとめた 地域	市町名	〈大雨〉 (浸水害) 表面雨量 指数基準	〈大雨〉 (土砂災害) 土壤雨量 指数基準	〈洪水〉 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予 報による基準
嶺南西部	小浜市	8	<u>90</u>	江古川流域= <u>4.9</u> 多田川流域=5.2 野木川流域= <u>6.8</u> 松永川流域= <u>9.1</u>	江古川流域=(<u>6</u> , <u>4.9</u>) 多田川流域=(<u>6</u> , 5.2) 北川流域=(<u>8</u> , <u>21</u>)	北川[高塚]、 南川[和久里]
明田田即	おおい町	7	<u>95</u>	南川流域= <u>14.6</u> 佐分利川= <u>14.3</u>	南川流域=(<u>7</u> , <u>11.7</u>) <u>佐分利川</u> =(5, <u>12.9</u>)	_
	高浜町	10	<u>90</u>	子生川流域= <u>7</u> 関屋川流域= <u>9.1</u>	_	_

(大雨・洪水警報発表基準)

市町を まとめた 地域	市町名	〈大雨〉 (浸水害) 表面雨量 指数基準	〈大雨〉 (土砂災害) 土壤雨量 指数基準	〈洪水〉 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予 報による基準
嶺南西部	小浜市	14	<u>137</u>	江古川流域= <u>6.2</u> 多田川流域=6.5 野木川流域= <u>8.5</u> 松永川流域= <u>11.4</u>	_	北川[高塚]、 南川[和久里]
	おおい町	12	<u>144</u>	南川流域= <u>18.3</u> 佐分利川= <u>17.9</u>	_	_

(大雨・洪水注意報発表基準)

高潮 高潮特別警報

令和6年5月23日現在

な災害が発生するおそれが著しく大きいとき<u>に発表される。</u>

<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>

市町を まとめた 地域	市町名	〈大雨〉 (浸水害) 表面雨量 指数基準	〈大雨〉 (土砂災害) 土壤雨量 指数基準	〈洪水〉 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予 報による基準
嶺南西部	小浜市	8	<u>116</u>	江古川流域=4.8 多田川流域=5.2 遠敷川流域=11.9 野木川流域=6.6 松永川流域=9.2	江古川流域=(<u>5</u> , <u>4.8</u>) 多田川流域=(<u>5</u> , 5.2) 北川流域=(<u>6</u> , <u>20.4</u>)	北川[高塚]、 南川[和久里]
	おおい町	7	<u>124</u>	南川流域= <u>14</u> 佐分利川流域= <u>12.8</u>	南川流域=(<u>5</u> , <u>14</u>) <u>佐分利川流域</u> =(5, <u>12. 8</u>)	_
	高浜町	10	<u>116</u>	子生川流域= <u>7.1</u> 関屋川流域= <u>8.8</u>	_	_

(大雨・洪水警報発表基準)

令和6年5月23日現在

市町を まとめた 地域	市町名	〈大雨〉 (浸水害) 表面雨量 指数基準	〈大雨〉 (土砂災害) 土壤雨量 指数基準	〈洪水〉 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予 報による基準
嶺南西部	小浜市	14	<u>145</u>	江古川流域= <u>6</u> 多田川流域=6.5 <u>遠敷川流域=14.9</u> 野木川流域= <u>8.3</u> 松永川流域= <u>11.5</u>	l	北川[高塚]、 南川[和久里]
	おおい町	12	<u>155</u>	南川流域= <u>17.6</u> 佐分利川流域= <u>16.1</u>	I	ı

				現行		
	高浜町	13	<u>137</u>	子生川流域= <u>8.8</u> 関屋川流域= <u>11.4</u>	-	_

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(大雨警報、洪水警報等を補完する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	基準
大雨警報(土 砂災害の危険 度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報 (2 時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新)。
大雨警報(浸水害の危険度 分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報 (10 分毎に更新)。
洪水警報の危 険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川 <u>及び</u> その他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km 毎に 5 段階に色分け して示す情報 (常時 10 分ごとに更新)。
流域雨量指数 の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、 下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの 雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集 まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の 基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分ご とに更新)。

				改定案			
	高浜町	13	<u>145</u>	子生川流域= <u>8.9</u> 関屋川流域= <u>11.1</u>	_	_	

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	<u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</u>
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに発表される。

(大雨警報、洪水警報等を補完する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

. ,	り概要は次のとおりである。
種類	基準
<u>土砂キキクル</u> (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸</u> 水害) の危険度 <u>分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに 更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面 的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の</u> <u>危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1km毎に5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

現行

(津波警報・注意報等の種類)

<u>津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報または津波注意報</u>等を発表する。

(ア) 種類

大津波警報:津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表(予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合)

津波警報: 津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表(予想される津波の高 さが高いところで1mを超え、3m以下の場合)

津波注意報:津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表(予想される津波の高さが20 c m以上、1 m以下の場合)

(イ) 発表される津波の高さ等

(1))=>(=;	<u> </u>				
	予想される津波の高さ				
<u>種類</u>	<u>高さの区分</u> (発表基準)				
	<u>10m<予想高さ</u>	<u>10m超</u>			
大津波警報	<u>5 m<予想高さ≦10m</u>	<u>10 m</u>	<u>巨大</u>		
	<u>3 m < 予想高さ≦ 5 m</u>	<u>5 m</u>			
津波警報	<u>1 m<予想高さ≦3 m</u>	<u>3 m</u>	<u>高い</u>		
津波注意報	<u>20cm≦予想高さ≦1m</u>	<u>1 m</u>	(表記しない)		

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報また は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が さらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくな る前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 - 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとして場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波警報・注意報等の種類)

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

改定案

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

		※主ナルフ油油の3		
<u>津波警報等</u> <u>の種類</u>	<u>発表基準</u>	発表される津波の高 数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	<u>巨大地</u> <u>震の場</u> 合の発 <u>表</u>	<u>想定される被害と</u> <u>取るべき行動</u>
大津波警報	<u>予想される</u> <u>津波の最大</u> <u>波の高さが</u> <u>高いところで3mを超</u> <u>える場合</u>	10m超 (10m<予想される津波 の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の 最大波の高さ≦10m) 5m (3m<予想される津波の もかる津波の もからできる。	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で 1m を超 え、3m 以下 の場合	3 <u>m</u> (1m<予想される津波の 最大波の高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。人 は津波による流れに巻き込ま れる。沿岸部や川沿いにいる 人はただちに高台や津波避難 ビルなど安全な場所へ避難す る。警報が解除されるまで安 全な場所から離れない。
津波注意報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で 0.2m 以 上、1m 以下 の場合であ	1 <u>m</u> (20cm≦予想される津波 の最大波の高さ≦1m)	<u>(表記</u> しな い)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除

現 行		改定案
	<u>って、津波</u> による災害 <u>のおそれが</u> <u>ある場合</u>	されるまで海に入ったり海岸 に近付いたりしない。
	ツー油物却ナ州川数却には黒ははていて	<u> </u>

<u>※大津波警報を特別警報に位置付けている。</u>

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波が なかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場 合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、 津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さ が津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行 う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、本市は、高齢 者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発 令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(ウ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時 刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	<u>種類</u>	<u>内容</u>		
	津波到達予想時刻・予想される津波 の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻 や予想される津波の高さを発表しま す。		
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想 時刻を発表します。		
津波情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを 発表します。		
	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。		

(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表す る。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、

(ウ) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波 の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

津波到達予想時刻・予想される	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津 波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記 載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波 予報区単位で発表 (注4)

(注1)「津波到達予想時刻·予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警 報・注意報・予報」(VTSE41) に含まれる。

又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、 津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3m以下、津波警報を発表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100kmを超える観測点については、 津波予報区との対応付けが難しいため沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値ではなく「観測中」とする。 (注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- (注3)津波観測に関する情報の発表内容について
 - ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引きおよびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
 - ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、 観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が 到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	<u>観測された津波の高さ</u>	<u>内容</u>
大津波警報	<u>1m超</u>	数値で発表
<u>八井/汉言刊</u>	<u>1m以下</u>	「観測中」と発表
津波警報	<u>0.2m以上</u>	数値で発表
<u>/丰/汉言郑</u>	<u>0.2m未満</u>	「観測中」と発表
		数値で発表(津波の高さ
津波注意報	_(すべての場合)_	<u>がごく小さい場合は</u>
		「微弱」と表現)

(注4)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

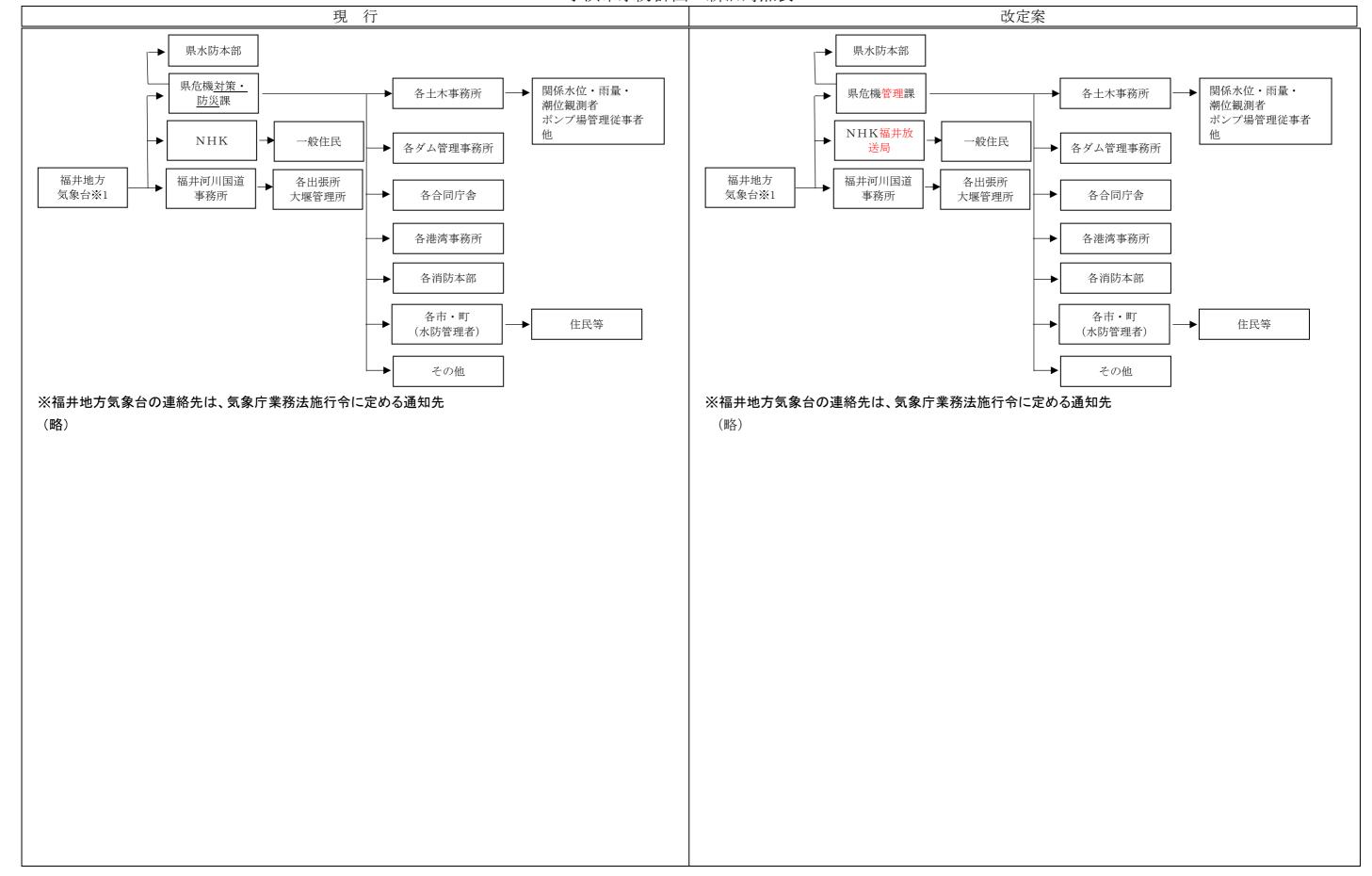
- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大 波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定され る沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ) を津波 予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

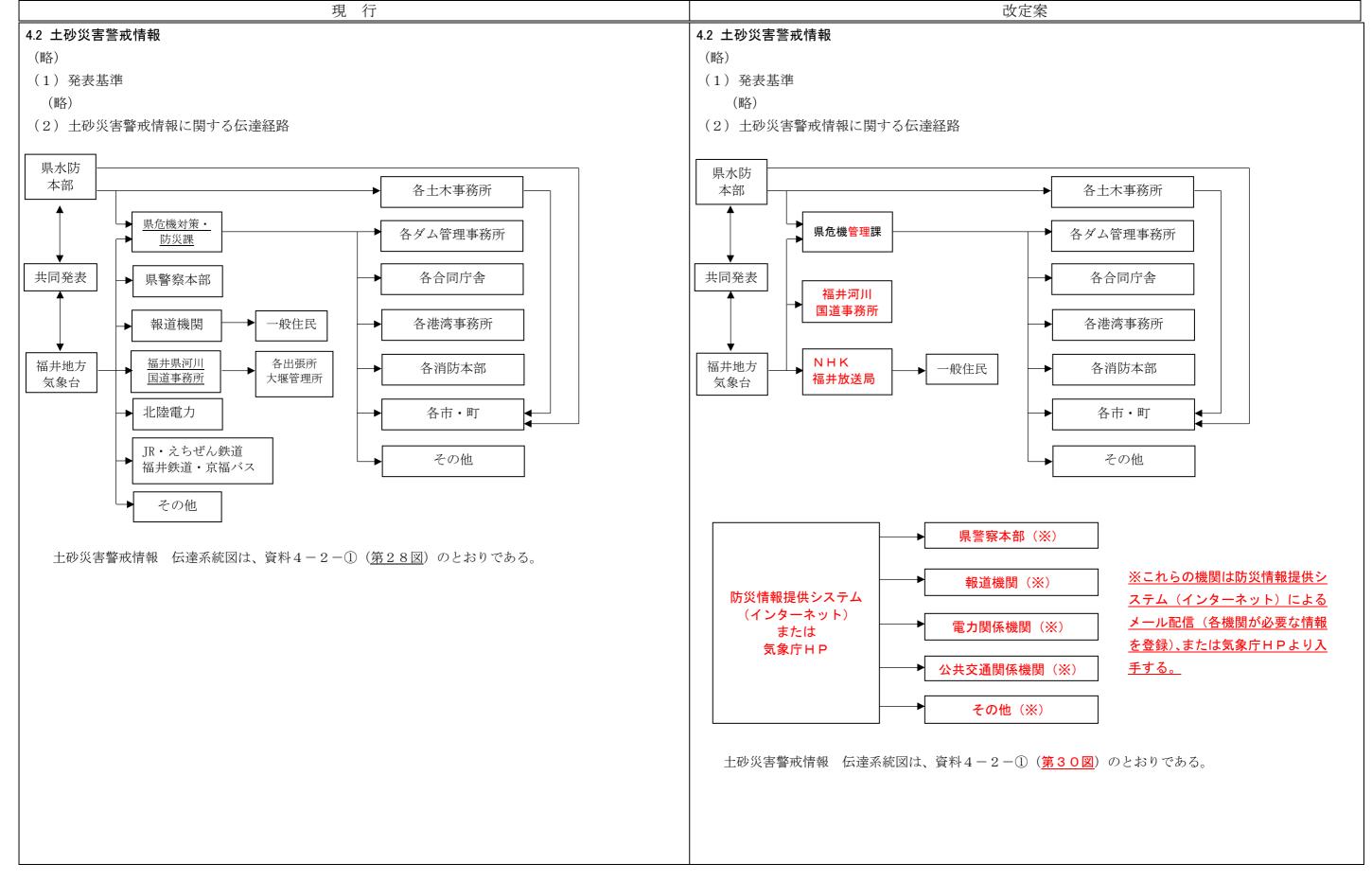
沖合で観測された津波の最大波観測値および沿岸での推定値^(注) の発表内容

発表中の津波警報等	<u>沿岸で推定される</u> <u>津波の高さ</u>	<u>発表内容</u>	
十油油敬起	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値 とも数値で発表	
<u>大津波警報</u>	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿 岸での推定値を「推定中」と発表	

小浜市水防計画 新旧対照表

現行			改定案		
		<u>津波警報</u>	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表沖合での観測値を「観測中」、沿	
		净油汽套耙	<u>1m以下</u> (すべての場合)	岸での推定値を「推定中」と発表 沖合での観測値、沿岸での推定値	
		<u>津波注意報</u>		とも数値で発表	
				るの観測点では、津波予報区との対応付け 、 また、見古波の観測はについては数は	
				い。また、最大波の観測値については数値 皮が到達中であることを伝える。	
	·	時刻・予想される津流			
				試波が到達する時刻である。同じ津波予報↑、場合によっては1時間以上遅れて津波	
		<u> ることがある。</u>	<u> - の内刻をりし致し力</u>	1、物目によりでは「時間以工産40で洋版	
	②各地の満潮時刻	刻・津波到達予想時刻	刻に関する情報		
	・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。				
	③津波観測に関す		川孝)が細洲されてか	 ら最大波が観測されるまでに数時間以上	
	<u>- 洋版による常</u> かかることか		可達)が観測されてか	· り取入収が観測されるように数时间以上	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		した津波の高さよりも	更に大きな津波が到達しているおそれが	
	<u>ある。</u>				
	④沖合の津波観波		- U. 3 - WH-LE	-÷/4.7	
	·	<u>は、沖合での観測値(</u> に早く伝わり 「沖合		<u>- 尚くなる。</u> 情報」が発表されてから沿岸に津波が到し	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			の発生場所によっては、情報の発表が津	
	波の到達に間	間に合わない場合もも	<u>ある。</u>		
<u>(工)</u> 津波予報 (略)	<u>(オ)</u> 津波予報 (略)				
	(#II <i>)</i>				
(気象庁が発表する特別警報)(参考)	(気象庁が発表する特別警	· []]]]]]]]]]]]]]]]]]			
(略)	(略)				
(2)警報等の気象情報に関する伝達経路	(2)警報 <u>•注意報</u> 等の気象	象情報に関する伝達紹	圣路		





4.3 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者(市長)および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難<u>指示</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言(ホットライン)を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種 類	発表基準
○○川氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が 見込まれるとき、 <u>または</u> 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状</u> 態が継続しているとき、 <u>または、</u> 避難判断水位に達したが水位の上昇が 見込まれないとき
<u>○○川氾濫警戒情報</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達することが見込まれるとき、 <u>または、</u> 避難判断水位に到達し <u>、</u> 更に水位上昇が 見込まれるとき
○○川氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位 <u>(危険水位)</u> に到達したとき、または、 氾濫危険水位以上の <u>状態</u> が継続しているとき
○○川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、 <u>または、</u> 氾濫が継続しているとき

4.3 洪水予報河川における洪水予報

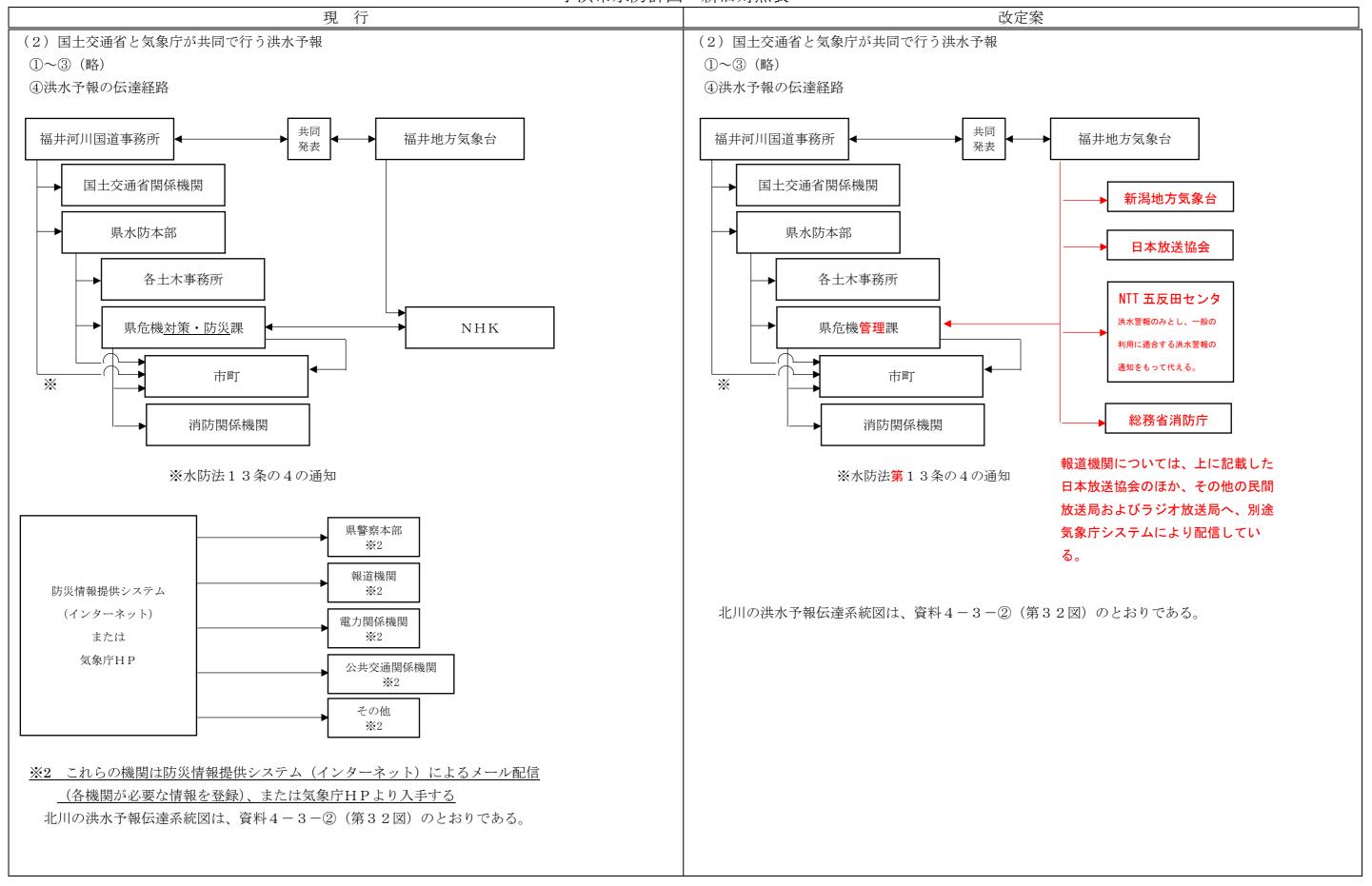
(1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者(市長)および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難<mark>情報発令</mark>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言(ホットライン)を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種 類	発表基準
	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し更に水位の上昇が
〇〇川氾濫注意情報	続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないと
(洪水注意報)	きに発表される。
(WASTERNAME)	こ <u>におなされる。 </u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行
	動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれ
	るとき、避難判断水位に到達し更に水位 <mark>の</mark> 上昇が見込まれるとき <u>、氾濫</u>
	るとと、歴 無 刊別が歴に到達し文化が歴 <u>の</u> 工弁が死足なれるとと <u>、</u> に温 危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回
〇〇川氾濫警戒情報	<u>心候情報と光教中に心温地候が位を上回ったこと、過程刊間が位を上回</u> った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位
(洪水警報)	<u>うた場合を除くた。超越判断が位を超える状況が極視しているとと(水位</u> の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。
	<u>のエ昇の可能性がなくなりに場合を除くだけれるとれる。</u> 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避
	<u>難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <mark>状</mark>
	<u>況</u> が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水</u>
〇〇川氾濫危険情報	位に到達すると見込まれるときに発表される。
<u>(洪水警報)</u>	<u>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求</u>
	<u>める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から</u>
	<u>の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき <mark>に発表される。</mark>
〇〇川氾濫発生情報	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。
(洪水警報)	

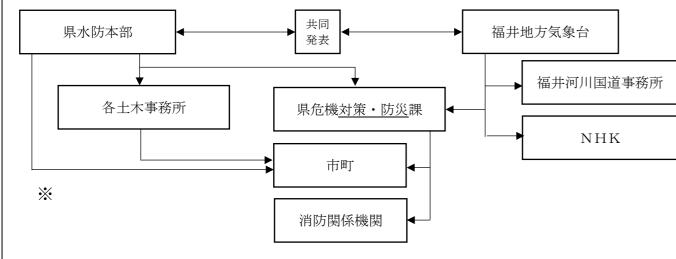


現 行 改定案

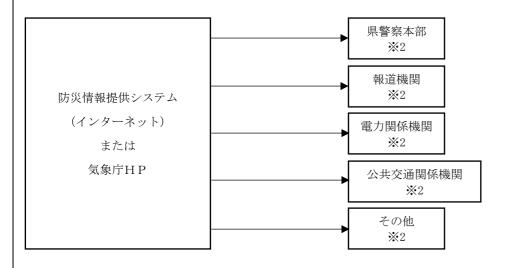
- (3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報
- ① (略)
- ②洪水予報の対象となる基準観測所および浸水想定区域

河川名	子報 区域名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	遊難断水位	氾濫危険 水位	洪水浸水 想定区域
南川	南川	和久里	小浜市 和久里	1.90m	<u>4. 10m</u>	<u>4. 40m</u>	<u>4.70m</u>	小浜市

- ③ (略)
- ④洪水予報の伝達経路



※水防法13条の4の通知



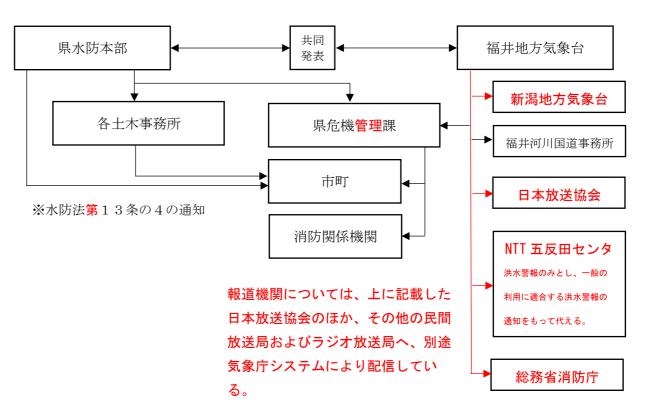
※2 これらの機関は防災情報提供システム(インターネット)によるメール配信 (各機関が必要な情報を登録)、または気象庁HPより入手する。

南川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-④(第37図)のとおりである。

- (3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報
- ① (略)
- ②洪水予報の対象となる基準観測所および浸水想定区域

河沿	子報 区域名	観測 所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難断水位	氾濫危険 水位	洪水浸水 想定区域
南川	南川	和久里	小浜市 和久里	1.90m	3. 50m	3. 60m	<u>4. 40m</u>	小浜市

- ③ (略)
- ④洪水予報の伝達経路



南川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-④(第37図)のとおりである。

4.4 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について、水位が避難判断水位<u>(法13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位)</u>および氾濫危険水位<u>(危険水位)</u>に達したときならびに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川に示して水防管理者(市長)および量水標管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難<u>指示</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言(ホットライン)を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種 類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位 (特別警戒水位) に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位周知

① (略)

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情 報発表者(土 木事務所長)
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2. 50	3.30	<u>3. 50</u>	4. 10	小浜市	小浜土木

(注) ※1=水防団待機水位(通報水位)、※2=氾濫注意水位(警戒水位)

※3 = 避難判断水位(特別警戒水位) = (水防法第13条で規定される特別警戒水位)

※4=氾濫危険水位(危険水位)

③ (略)

④水位到達情報の伝達経路

4.4 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について、水位が避難判断水位および氾濫危険水位(法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位)に達したときならびに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川に示して水防管理者(市長)および量水標管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難<mark>情報発令</mark>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言(ホットライン)を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種 類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位 <u>(特別警戒水位)</u> に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位周知

① (略)

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情報発表者(土木事務所長)
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2. 50	<u>2. 80</u>	<u>2. 90</u>	<u>3. 60</u>	小浜市	小浜土木

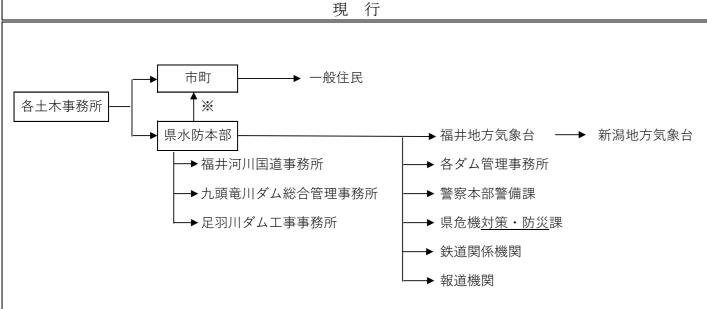
(注)※1=水防団待機水位(通報水位)、※2=氾濫注意水位(警戒水位)

※3=避難判断水位

※4=氾濫危険水位(特別警戒水位)=(水防法第13条で規定される特別警戒水位)

③ (略)

④水位到達情報の伝達経路



氾濫警戒情報、氾濫危険情報および氾濫発生情報の伝達系統図は、資料4-4-② (第40図) のと おりである。

4.5 水防警報

4.5.1 (略)

4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1)(略)

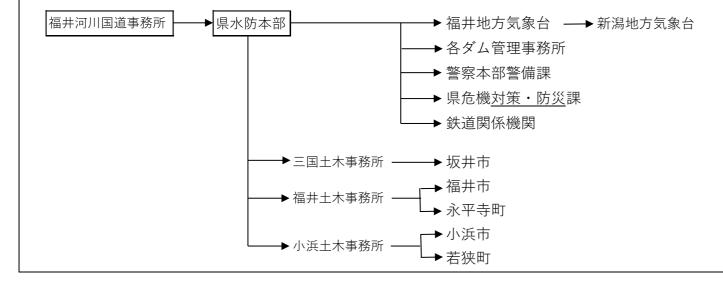
(2) 国土交通大臣が行う水防警報

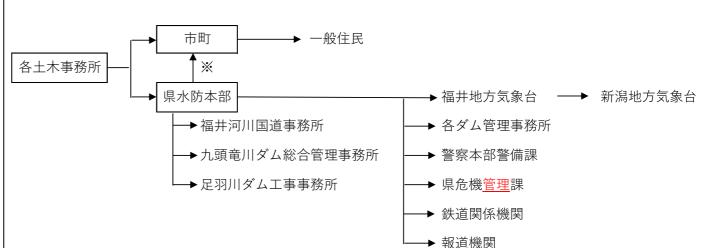
福井河川国道事務所長は、法第16条の規定により、第3章の3.1(1)の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を県水防本部へ通告する。

詳細は北川水防警報実施要領のとおりとする。

(1)(2)(3) (略)

④水防警報の伝達経路





改定案

氾濫警戒情報、氾濫危険情報および氾濫発生情報の伝達系統図は、資料4-4-②(第40図)のと おりである。

4.5 水防警報

4.5.1 (略)

4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

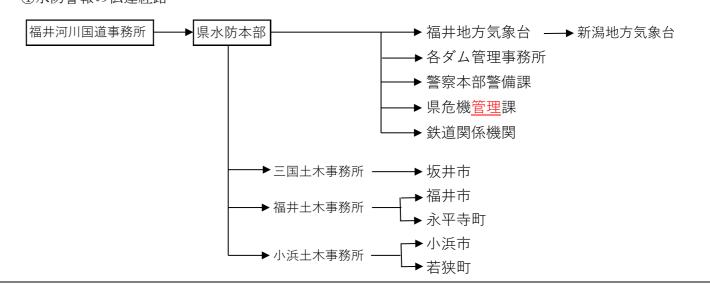
(1)(略)

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

福井河川国道事務所長は、法第16条の規定により、第3章3.1の(1)項の地域に水害の起こる おそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を水防本部へ通告する。詳細は北川水防警報 実施要領のとおりとする。

(1)(2)(3) (略)

④水防警報の伝達経路



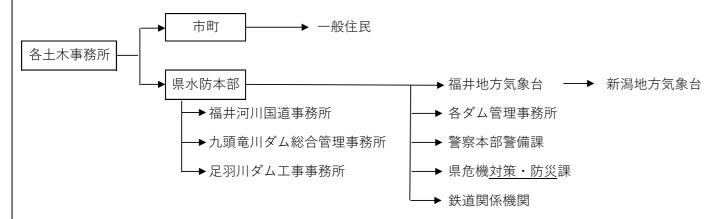
現行

国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-② (第38図) のとおりである。

- (3) 県が行う水防警報
- ① (略)
- ②水防警報の対象となる基準観測所

河	〕 川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)
Ī	南川	小浜市和久里 (和久里)	1. 90	<u>4. 10</u>	4.40	4.70	小浜市	小浜土木
遠	敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2. 50	<u>3.30</u>	<u>3. 50</u>	<u>4. 10</u>	小浜市	小浜土木

- (注)※1=水防団待機水位(通報水位)、※2=氾濫注意水位(警戒水位) 水防警報河川の区域図は、資料4-5-2-3のとおり
- ③ (略)
- ④水防警報の伝達経路



知事が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-⑤ (第39図) のとおりである。

第5章 雨量・水防等の観測および通報

- 5.1 (略)
- 5.2 水位の観測および公表
- (1) 水位観測所および映像監視所

市内および市に関係する水位観測所は、県管理の水位観測所から<u>9</u>箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が9箇所ある。

また、市内および市に関係する映像監視所は、県管理の映像監視所が<u>5</u>箇所、国土交通省管理の映像監視所が 6 箇所ある。

詳細は、資料5-2-① (第10表)、5-2-② (第11表)、5-2-③ (第12表)、5-2-④

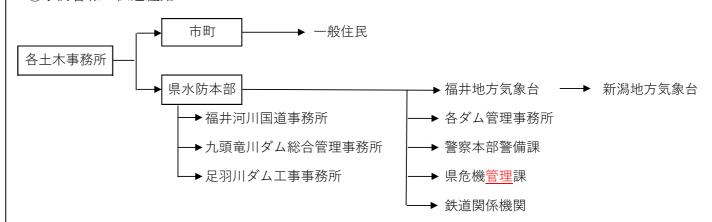
改定案

国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-② (第38図) のとおりである。

- (3) 県が行う水防警報
- ① (略)
- ②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)
南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	<u>3. 50</u>	<u>3. 60</u>	<u>4. 40</u>	小浜市	小浜土木
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2. 50	<u>2. 80</u>	<u>2. 90</u>	<u>3. 60</u>	小浜市	小浜土木

- (注)※1=水防団待機水位(通報水位)、※2=氾濫注意水位(警戒水位) 水防警報河川の区域図は、資料4-5-2-③のとおり
- ③ (略)
- ④水防警報の伝達経路



知事が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-5 (第39図) のとおりである

第5章 雨量・水防等の観測および通報

- 5.1 (略)
- 5.2 水位の観測および公表
- (1) 水位観測所および映像監視所

市内および市に関係する水位観測所は、県管理の水位観測所<u>が11</u>箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が9箇所ある。

また、市内および市に関係する映像監視所は、県管理の映像監視所が<u>7</u>箇所、国土交通省管理の映像監視所が8箇所ある。

詳細は、資料 5-2-① (第11表)、5-2-② (第12表)、5-2-③ (第13表)、5-2-④ (第17表)、5-2-⑤ (第18表) のとおりである。

現 行 (第16表)、5-2-⑤ (第17表) のとおりである。

(2)(3)(略)

- (4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容
 - ①水防団待機水位(通報水位)に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時
 - ②氾濫注意水位(警戒水位)に達した時間
 - ③氾濫危険水位(危険水位)に達した時間
 - ④最高水位
 - ⑤氾濫注意水位(警戒水位)を下回った時間
 - ⑥水防団待機水位(通報水位)を下回った時間

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

- (1)(略)
- (2) 雨量·河川水位

国土交通省

・川の防災情報

【PC版】https://www.river.go.jp/portal

【スマートフォン版】http://www.river.go.jp

【携帯版】http://i.river.go.jp

・川の水位情報 (一財) 河川情報センター (簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計) https://k.river.go.jp

福井県

・福井県防災ネット

https://bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html

・福井県河川・砂防総合情報システム(土砂災害情報システムを含む)

【PC版】http://ame.pref.fukui.lg.jp/

・i-ame メール (福井県河川・砂防総合情報メール)

【携帯版】http://i-ame.ame.pref.fukui.jp/

NHK

- ・NHK地上デジタル放送
- (3) 潮位·波高

国土交通省

・ 海の防災情報 (全国港湾海洋波浪情報網)

【PC版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

(2)(3)(略)

- (4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容
 - ①水防団待機水位(通報水位)に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時

改定案

- ②氾濫注意水位 (警戒水位) に達した時間
- ③氾濫危険水位 (特別警戒水位) に達した時間
- ④最高水位
- ⑤氾濫注意水位(警戒水位)を下回った時間
- ⑥水防団待機水位(通報水位)を下回った時間

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトで PC やスマートフォンから確認することができる。

- (1)(略)
- (2)雨量・河川水位

国土交通省

川の防災情報

【PC版】https://www.river.go.jp/portal

【スマートフォン版】http://www.river.go.jp

【携帯版】http://i.river.go.jp

・川の水位情報 (一財) 河川情報センター (簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計) https://k.river.go.jp

福井県

・福井県防災ネット

https://bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html

・福井県河川・砂防総合情報システム(土砂災害情報システムを含む)

【PC版】https://sabo.pref.fukui.lg.jp

・i-ame メール (福井県河川・砂防総合情報メール)

【携帯版】http://i-ame.ame.pref.fukui.jp/

NHK

- ・NHK地上デジタル放送
- (3) 潮位・波高

国土交通省

・ 海の防災情報 (全国港湾海洋波浪情報網)

【PC版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

現行

【スマートフォン・携帯版】http://nowphas.mlit.go.jp

国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク

http://www.jma.go.jp/jp/choui/bousai/choui_map.html

気象庁

• 防災気象情報 潮位観測情報

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contens=tidelevel

波浪に関するデータ

https://data.ima.go.jp/gmd/kaiyou/sindan/index_wave.html

第7章~第9章(略)

第10章 水防活動

10.1 水防配備

- (1)(略)
- (2)消防機関の非常配備

(略)

配備区分	配備基準	配備体制
準備	①河川水位が水防団待機水位(警戒水位)に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測させる場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者(市長)または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする
出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者(市長)または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた 計画に従い、出動し、警戒体制 につく
解除	水防管理者(市長)または消防機関の長が解除の指令を	したとき

10.2~10.5 (略)

10.6 避難のための立ち退き

- ①洪水、津波または高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(市長)は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小浜警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者(市長)は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県現地指導本部長(小浜土木事務所長)に速やかに報告し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。

改定案 【スマートフォン・携帯版】http://nowphas.mlit.go.jp

国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク

http://www.jma.go.jp/jp/choui/bousai/choui_map.html

気象庁

• 防災気象情報 潮位観測情報

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contens=tidelevel

波浪に関するデータ

https://data.ima.go.jp/kaiyou/sindan/index.html

第7章~第9章(略)

第10章 水防活動

10.1 水防配備

- (1)(略)
- (2) 消防機関の非常配備

(略)

配備区分	配備基準	配備体制
準備	①河川水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測させる場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者(市長)または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする
出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者(市長)または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた 計画に従い、出動し、警戒体制 につく
解除	水防管理者(市長)または消防機関の長が解除の指令を	したとき

10.2~10.5 (略)

10.6 避難のための立ち退き

- ①洪水、津波または高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(市長)は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小浜警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者(市長)は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県現地指導本部長(小浜土木事務所長)に速やかに報告し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。

第11章~第15章(略)

第 16 章 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置 16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省および県は、<u>洪水予報河川および水位周知河川について、</u>河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

現在、本市に関係する<u>洪水予報河川および水位周知河川の</u>浸水想定区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。

16.2~16.5 (略)

16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.7~16.9 (略)

(新設)

(新設)

第11章~第15章(略)

第16章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置

16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通<mark>大臣</mark>および県<u>知事</u>は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として 指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。 現在、本市に関係する<mark>洪水</mark>浸水想定区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。

16.2~16.5 (略)

16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.7~16.9 (略)

16.10 津波対応

16.10.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨ならびに当該指定の区域および基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。

<u>市町名</u>	<u>公表年月日</u>	津波災害警戒区域図 公表HPアドレス
<u>小浜市</u>	<u>R5. 2. 14</u>	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaikuiki.html

16.10.2 小浜市地域防災計画の拡充

小浜市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、本市の地域防災計画において、当該津波災

小浜市水防計画 新旧対照表

現行	改定案
	宇警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
	①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令およ
	び伝達に関する事項
	②避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項
	③市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
	④津波災害警戒区域内に、地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を
	要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する
	事項
	16.10.3 津波ハザードマップの作成・周知
	市長は、本市の地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域および当該区域における基準水位を表示した図
	面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所および避難
	路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な
	事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物
	<u>の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項および記載した事項に</u>
	係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状
	態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。
	16. 10. 4 避難促進施設に係る避難確保計画
	津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により本市の地域防災計画に名称および所在地を
	定められた地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用
	<u>する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的</u>
	<u>に整備する必要があるもの(以下「避難促進施設」という。)の所有者または管理者は、単独でまたは共同</u>
	して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図
	るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとす
	<u>る。</u>
	津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。
	①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
	②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
	③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練および防災教育の実施に関する事項
	④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関す
	<u>る事項</u>